契約係用 業者用

# 路面電車木製 22 号車運搬設置業務

令和5年度

業務委託仕様書

札幌市交通局

事業管理部 総務課

担当者 駒田 心平 電話 896-2708 (2215)

#### 1 適用

本仕様書は、路面電車木製 22 号車を交通資料館敷地内の屋外から、交通 資料館屋内の設置箇所へ運搬し、設置する業務に適用する。

#### 2 業務範囲

# (1) 対象車両

路面電車木製 22 号車 (別紙 1 参照)

車体 (1両)

長さ:7,387mm、幅1,828mm:、高さ:3,500mm

質量:約5,500kg

#### (2) 履行場所

交通資料館:札幌市南区真駒内東町1丁目

# 3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年10月31日まで。

なお、交通資料館の建物は、令和5年9月下旬の竣工検査を予定している。 車両の運搬及び設置は、建物の竣工検査後に実施することを想定しているが、 実施日時・時間・詳細工程は、委託者と打合せのうえ、決定すること。

#### 4 業務内容

#### (1) 車両運搬

受託者は、交通資料館敷地内の指定する位置(別紙2参照)で車体を積込し、交通資料館屋内の設置箇所(以下「設置箇所」という。別紙3参照)まで運搬すること。

設置箇所には、先にレール2本を床面に固定し、運搬した車体について、 当該レールの上に載せること。

なお、本業務の実施にあたって、施設の養生に努めること。車体の運搬等に必要な重機や機材、養生のために必要な材料等は受託者が確保し、重機の使用に係る許可等の申請手続きが必要な場合も、受託者が行うこと。

#### (2) レールの支給及び引き渡し

設置箇所に固定するレール (37kg レール (古)、12.5m (0.0372t/m)、継目穴あり、2本)は、交通局より支給するものとし、支給品の引き渡しは、交通局南車両基地敷地内ヤード (札幌市南区真駒内東町2丁目1-1)で行うものとする。

## (3) レールの切断、固定

支給されたレールは、7.5m程度の長さに機械切断したうえ、設置箇所まで運搬すること。設置箇所においては、軌間1,077mmで設置し、枕木等は使用せず床面に直結させて固定すること(別紙4参照)。

また、床面にボルト等を埋め込む場合は、先に鉄筋探査等を実施し、床下の鉄筋等を損傷することのないよう、固定位置の詳細を決定すること。なお、床面から床下の鉄筋までの厚さは 30mm 程度、床下のコンクリートの厚さは 200mm 程度とし、本業務に必要な機材や材料等は、受託者で確保すること。

#### (4) レールの加工

レール上に車体を載せた後、車体が前後に動くことのないよう、逸走防 止対策として、車輪止の設置等の加工をすること。

なお、本業務に必要な機材や材料等は、受託者で確保すること。

#### 5 作業体制

受託者は、過去5年間において北海道内における5t以上の重量品移設に 関する作業実績を有していること(契約書等を提出すること)。

#### 6 契約金額の支払い

受託者は、業務完了後に業務完了届を提出すること。委託者は、委託者が 行う完了検査に合格した後に、支払い手続きを行う。

# 7 賠償責任

故意または重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者に報告のうえ、速やかに損害の相当額を賠償するとともに、責任を持ってその処理・解決にあたるものとする。

## 8 疑義

本仕様書に明記されてない事項及び疑義が生じた事項については委託者と十分協議すること。

# 9 提出書類

下表に定める書類を委託者に提出すること。

No	書 類 名	提出期限
	業務着手届(別紙5:第8号様式)	
1	(労働基準監督署の「保険関係成立済」を	契約締結後速やかに
	押印すること。)	
2	業務従事者名簿、緊急連絡先	契約締結後速やかに
3	業務実施計画書	作業の2週間前まで
4	業務実施工程表	同上
5	本業務実施に係る許可書等の写し	必要に応じて
6	業務写真 (業務全体の内容がわかるもの)	業務完了時
7	業務完了届 (別紙6:第13号様式)	未伤兀」时

その他、委託者が必要と認めるもの。

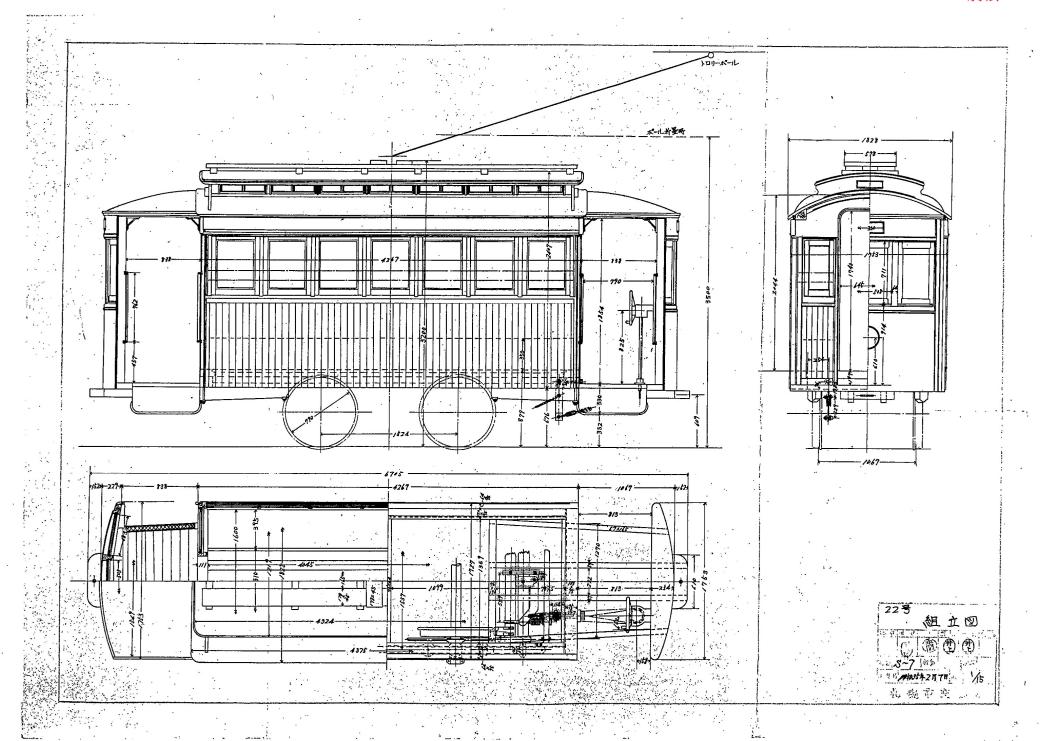
# 10 法令遵守(コンプライアンス)の徹底

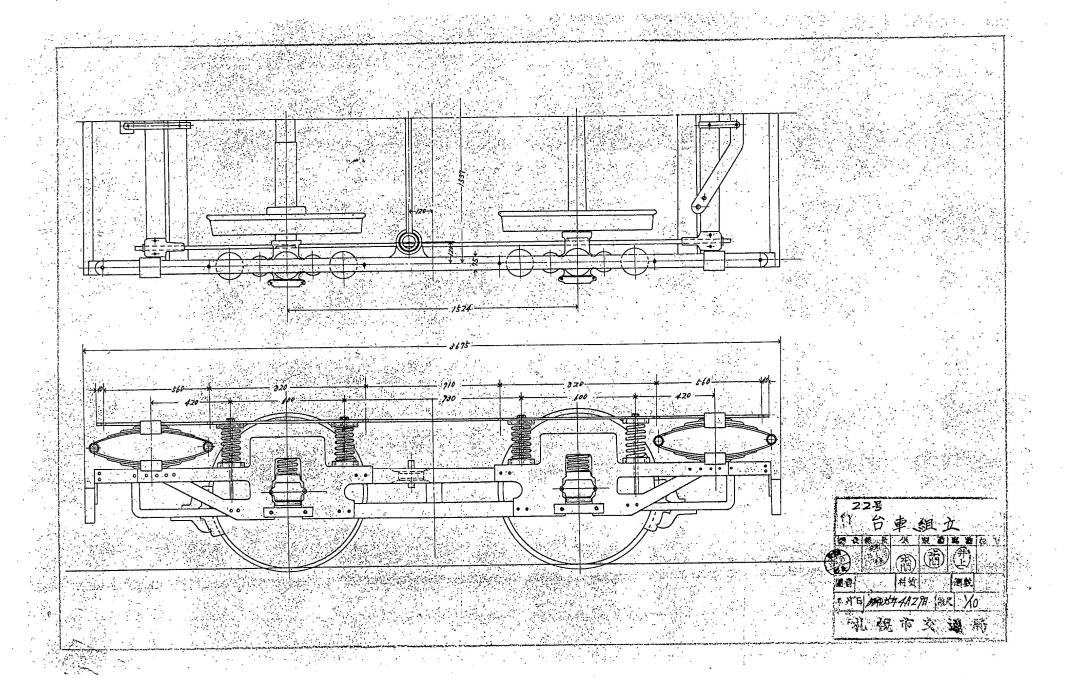
受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

- 11 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力
  - (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」(別紙7) を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
  - (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

# 12 添付書類

(1)	路面電車木製 22 号車組立図 ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別紙 1
(2)	交通資料館敷地内屋外位置図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別紙 2
(3)	交通資料館屋内設置箇所位置図		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別紙 3
(4)	軌道構造図 ・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別紙 4
(5)	業務着手届 (第8号様式) ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別紙 5
(6)	業務完了届 (第 13 号様式)・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別紙 6
(7)	環境方針・・・・・・・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別紙 7







#### □ 計画概要 : 札幌市南区真駒内東町1丁目17-88の内、17-114の内、17-239、17-573の内、17-592、17-786の内 建設地 敷地面積 : 2, 916. 91m² : 第一種住居地域 用途地域 : 法定 60 + 10%(角地緩和) 建ペイ率 容積率 : 法定 200% 防火指定 道路幅員 西側前面道路 60-0003真駒内住宅団地線 幅員20m (法第42条1項一号) 南側前面道路 60-0220澄川4条8丁目4号線 幅員9.49m : 33m高度地区、景観計画区域、法22条区域、集合型居住誘導地域 その他地域・地区 (一部宅地造成規制区域)

: 鉄骨造 2階建

構造・階数

付近見取図 宅地造成工事規制区域 +800 +800 隣地境界線 8,437 → 隊 **隣地境界線 16,058** 隣地境界線 19,708 G--B--B--B--B--B--B--B--B 室外機用基礎・ -234 キュービクル用基礎\_ \_\_\_\_\_3m×4.4m 宅地造成工事規制区域 精進川 屋外階段2 すずかけ(既存展示物) +937 +937 河川敷地 隣地境界線 36,790 +507 (永久占用) +250 +33 -(+112) <del>-93</del> (+33) **@** 指定 \_42条1項1号 \_60-0003 \_ 真駒内住宅団地線 \_ -+950 慈恵橋 -263 -(-453) +363 +907 +363 -263 (X1) △道路中心線

配置図

+0000・・・設計GLからの現況地盤高さを示す。

(+0000)・・・設計GLからの計画地盤高さを示す。 ※雨水は敷地内で処理 ※土地の形質の変更無し ・・・工事対象建築物を示す。



- 級建築士事務所 登録 [石] 第1342号 整 北海道 **建 築 総 合** 研究所

一級建築士登録第347262号 小野寺 和久

エ 事 名 (仮称) 交通資料館・南北線乗務庁舎新築工事

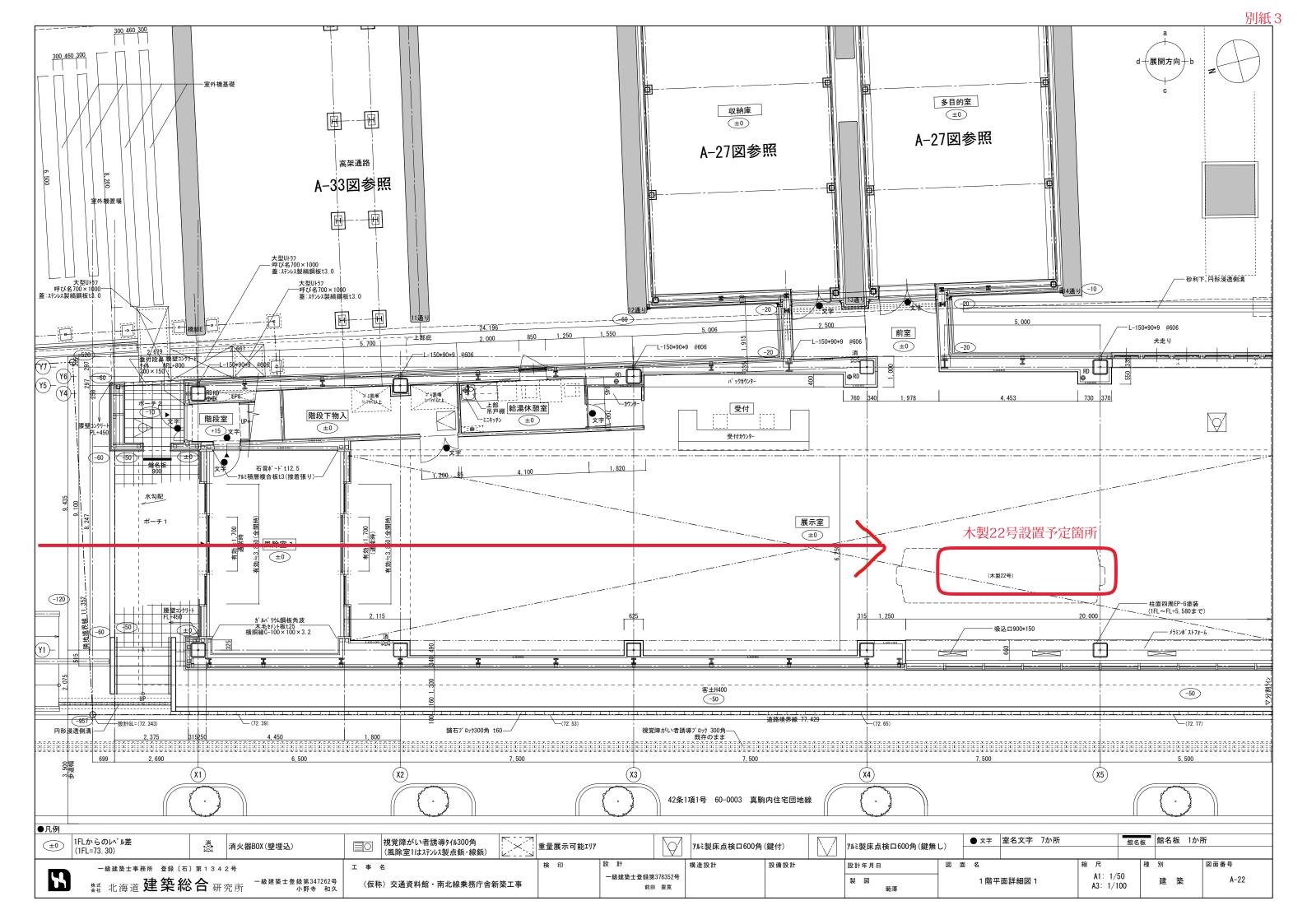
法工事

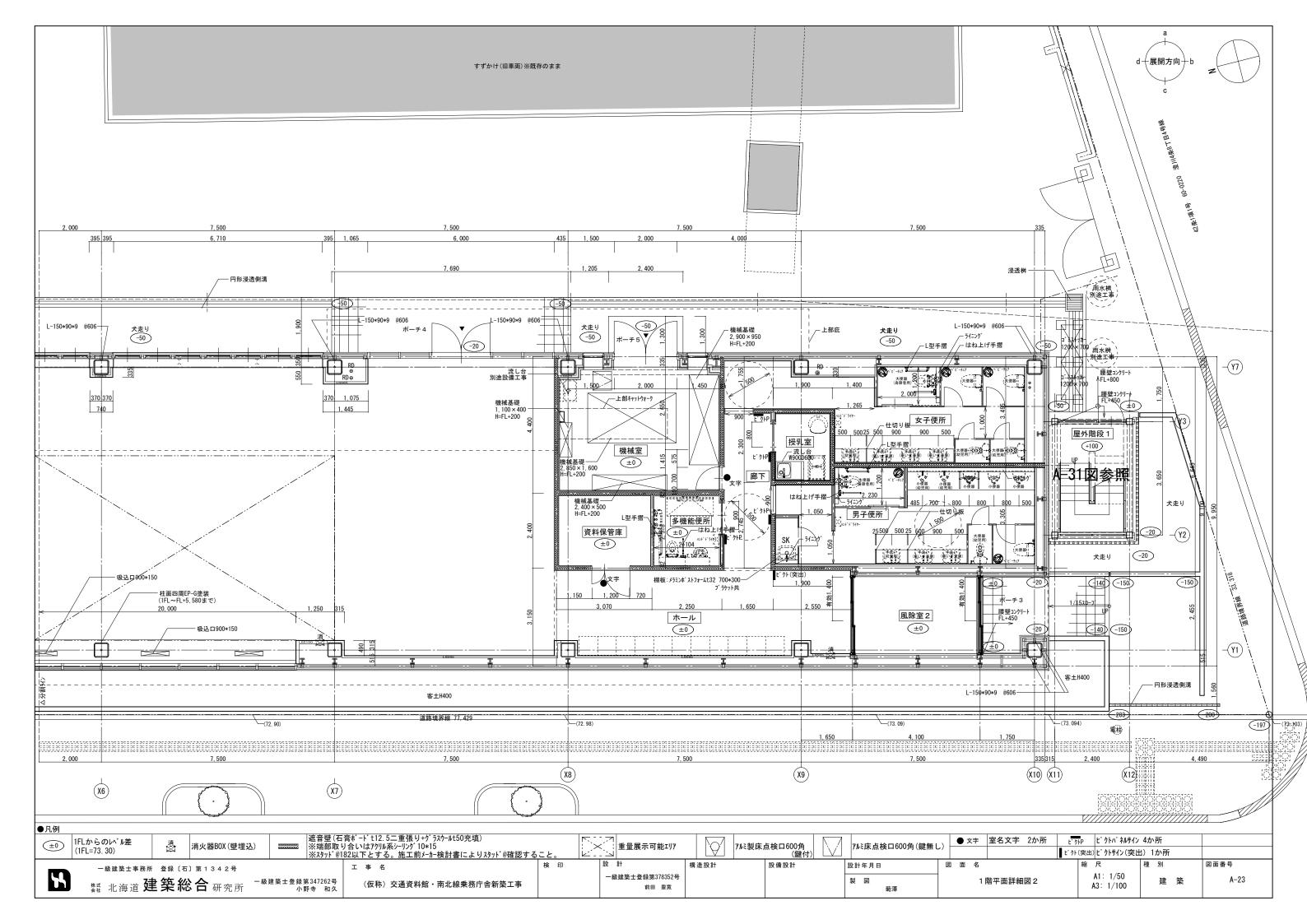
 構造設計 設備設計

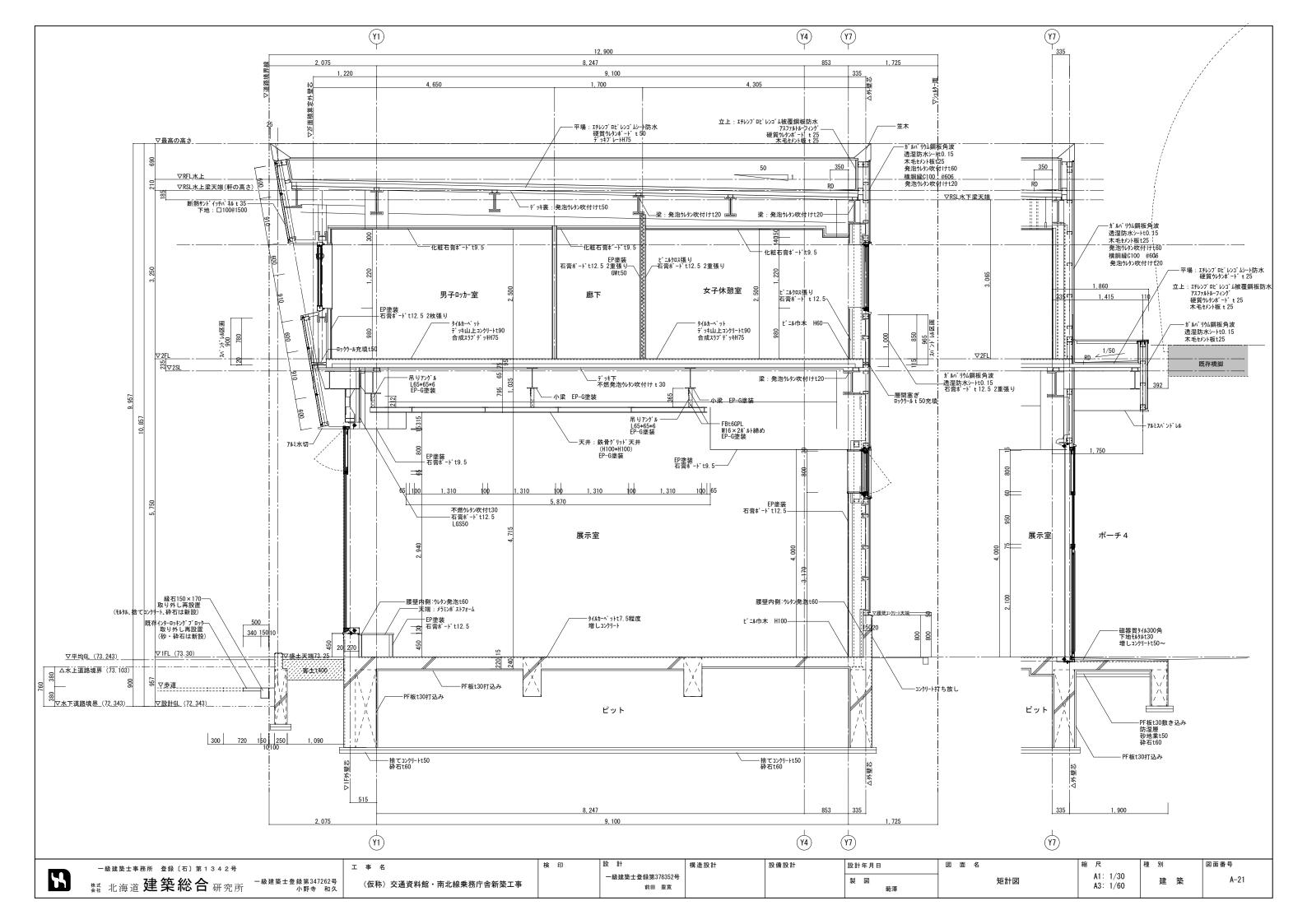
製図工藤

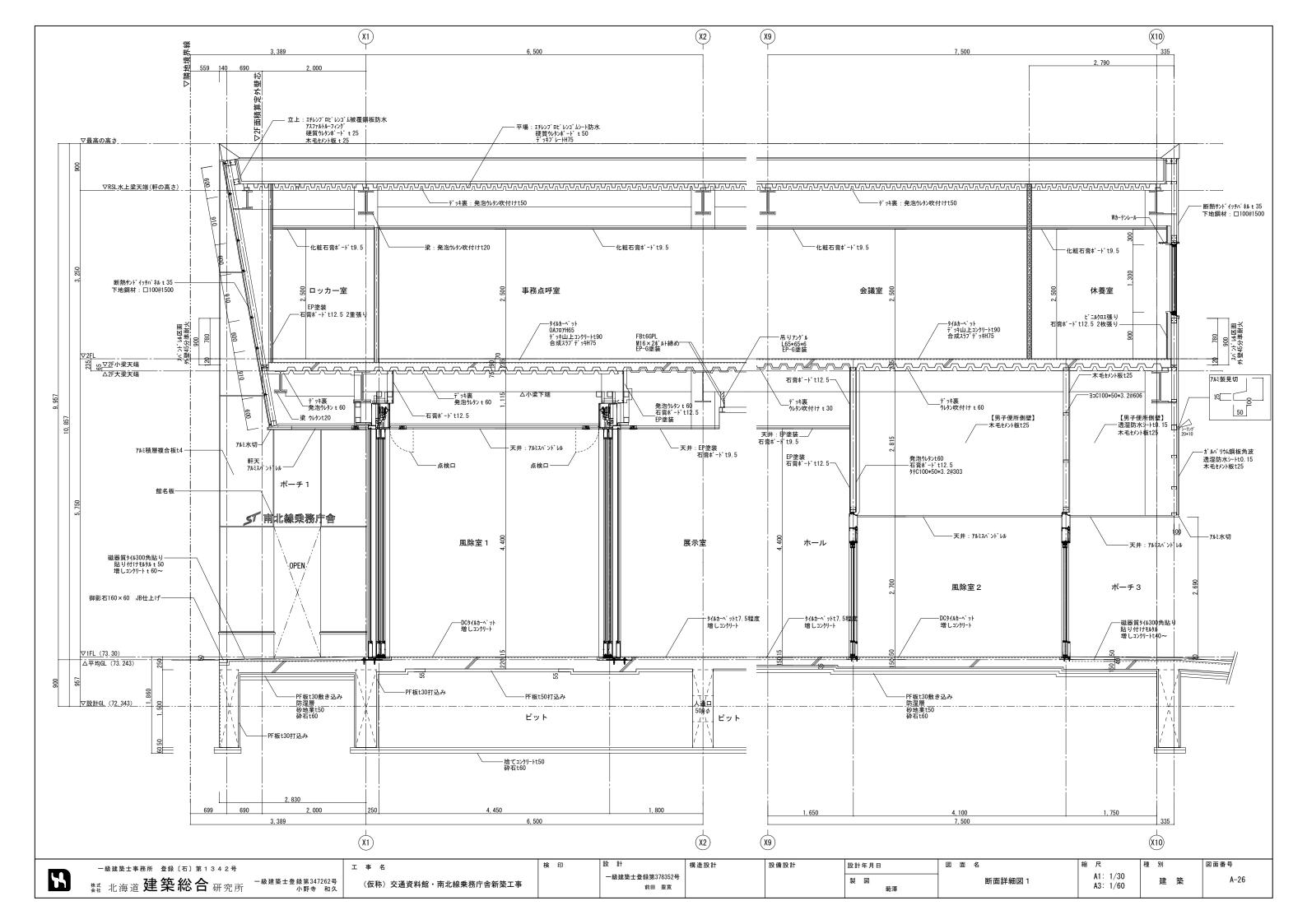
| 図 面 名 |-| 敷地案内図・配置図

A1: 1/250 A3: 1/500 図面番号 築 A-12





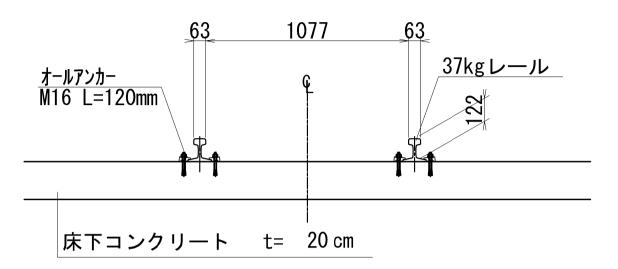




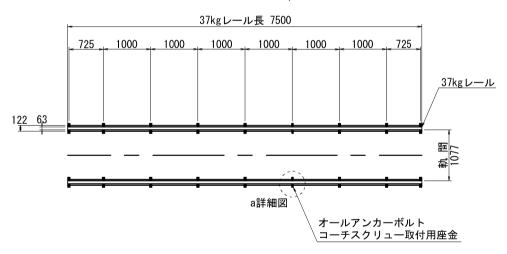
# 軌道構造図

7.5m軌きょう

<u>軌道断面図</u> S=1/10

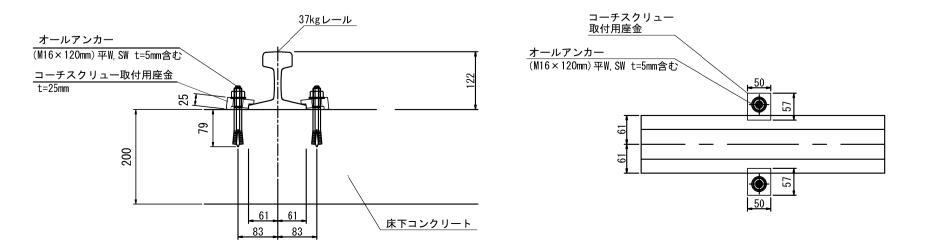


<u>軌きょう平面図</u> S=1/40



\_a詳細断面図\_ S=1/4

\_<u>a詳細平面図</u>\_S=1/4



# 業務委託一第8号様式

	業	務	着手届			
札幌市交通事業管 交通局長 中田				年	月	日
	受託者	商品	所 号又は名称 ・氏名			印
業務名						_
上記業務は、	年	月	日に着手した	のでお届け	<b>します。</b>	

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

# 業務委託-第13号様式

		業	務	完	了	届			
							年	月	日
札幌市交通事	事業管理者								
交通局長	中田雅	幸							
				受託者	商号)	所 又は名称 ・氏名			印
業務名					194				
上記業務は,	年	月		日に完了	したの	つでお届	けします。		

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

------(以下、札幌市交通局使用欄) ------

受 付 年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ,

年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名) 立会人 (役職・氏名)

# 環境方針

# 1基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする(ゼロカーボン)」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP\_RO』」の実現を目指してまいります。

# 2基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

机幌板 秋元克应